

## 第30号議案

春日市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和3年6月11日

春日市長 井 上 澄 和

### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の一部改正に伴い、個人情報の記録を訂正した場合の通知先の変更等に関し、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 春日市個人情報保護条例の一部を改正する条例

春日市個人情報保護条例(平成18年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第20条第10項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

### 附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。